

1	年	保	存
機	密	性	1

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 3 日

都道府県労働局労働基準部
監 督 課 長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課長補佐(運用担当)

労働基準行政情報システムにおける監督・安全衛生・賃金業務に
従事する非常勤職員の利用範囲拡大に係る改修について

標題については、平成 24 年 10 月 1 日に監督・安全衛生・賃金業務に従事する非常勤職員の労働基準行政情報システム（以下「システム」という。）の利用範囲拡大に係る改修を行ったところであるが、当該改修後のユーザ種別の変更申請手続等について、下記のとおり通知するので、遺漏なきを期されたい。

記

1 改修の概要

- (1) これまで監督・安全衛生業務に従事する非常勤職員のシステムにおけるユーザ種別は「職員」及び「臨時職員（基準）」の 2 種類であったが、新たに「臨時職員（基準 B）」のユーザ種別を追加設定し、合計 3 種類のユーザ種別を設定している。
- (2) 従来の「臨時職員（基準）」の名称は「臨時職員（基準 A）」に変更するが、システムの利用範囲に変更はない。
- (3) 新たに追加設定する「臨時職員（基準 B）」は、従来の「臨時職員（基準）」のシステム利用範囲に加え、以下のシステムの利用が可能となる。
 - ・ 事業場情報システム

- ・監督関連情報システム（監督指導計画作成支援、監督結果等情報、司法事件情報管理、申告情報管理を除く。）
- ・安全衛生関連情報システム（安全衛生指導結果等情報、総合対策情報、安全衛生業務計画作成支援を除く。健康診断結果情報については監督署に勤務する非常勤職員のみ利用可能。）
- ・労働災害情報システム
- ・特定機械システム
- ・免許システム（台帳検索のみ利用可能。保留解消処理については労働局健康安全課に勤務する非常勤職員のみ利用可能。）
- ・賃金システム

2 ユーザ情報登録・変更申請に当たっての留意点

別途本省所管課長から指示される選定基準により「臨時職員（基準B）」とする非常勤職員のユーザ情報の申請手続きについては以下のとおりとする。

（1）今回の改修に伴うユーザ種別の変更手続きについて

今回の改修に伴うユーザ種別を従来の「臨時職員（基準）」（名称変更後、「臨時職員（基準A）」）から「臨時職員（基準B）」に変更する手続きとして、別添の変更申請書を下記の手順により提出されたい。

- ① 変更申請書には、9月24日時点においてユーザ種別が「臨時職員（基準）」となっているユーザIDを記載しているので確認されたい。
- ② 記載されているユーザIDのうち、ユーザ種別を「臨時職員（基準B）」に変更するユーザIDについては、「新臨時職員（基準B）への変更対象」欄に「○」を付すこと。

変更申請書の電子媒体を、平成24年10月22日までに労災保険業務課運用班情報システム運用係（kijun-unyouhan@mhlw.go.jp）まで提出すること。提出が遅れると、11月5日までの設定変更が間に合わず、更に下記（2）の手続きにより申請を出し直すことになるので、注意されたい。

- ③ 上記の手続きは、多数のユーザIDのユーザ種別を一括して変更するための臨時的な手続きであり、平成24年11月5日以降は、従来どおり下記（2）の手続きにより申請すること。
- ④ 平成24年11月5日までの間は、「臨時職員（基準B）」が含まれた新様式の利用はできないことから、当該期間までに監督・安全衛生業務に従事する職員として新たに雇用した非常勤職員については、従来どおりの利用権限となるので留意されたい。

「臨時職員（基準B）」に変更が必要である場合には、11月5日以降に以下の（2）②の方法によりユーザ種別の変更手続きを行うこと。

(2) 平成 24 年 11 月 5 日以降のユーザ種別の変更手続きについて

① 新規ユーザ情報登録について

新規でユーザ情報を登録する場合には、従前どおりユーザ情報登録・変更申請書のユーザ種別の「臨時職員（基準B）」を選択し、役職も「臨時職員（基準B）」を選択すること。

② ユーザ種別の変更について

現在、付与されているユーザ I D のユーザ種別を「臨時職員（基準B）」に変更する場合には、現在使用しているユーザ I D の「退職」手続きを行い、併せて上記①のとおり「新規登録」手続きを行うこと。

以上